

ケアハウスインいわきり
軽費老人ホーム（ケアハウス）施設サービス
重要事項説明書（公開・閲覧用）

重要事項説明書

(1) 事業の目的及び運営方針

1. 事業の目的

社会福祉法人 太陽（以下「事業所」という）が行う軽費老人ホーム ケアハウスインいわきり（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員その他の従事者（以下「サービス従事者」という）が、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められた高齢者等（以下「ご入居者」という）に対し、施設に入居頂き、適正な施設サービスを提供することを目的とします。

2. 運営方針

事業所の管理運営については、ケアハウスが居住であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、ご入居者の自主性の尊重を基本とし、ご入居者が明るく、心豊かに生活できるよう配慮していくものとします。

(2) 事業者及びサービス提供施設の概要

1. 事業主体者

事業者の名称	社会福祉法人 太陽
法人代表者（理事長）氏名	中嶋 俊之
法人の所在地	宮城県仙台市宮城野区岩切字稲荷 2 4 - 1
電話番号	0 2 2 - 3 9 6 - 7 2 7 7
法人の設立年月日	平成 1 3 年 3 月 2 7 日

2. 施設の概要

施設の名称	ケアハウスインいわきり
施設の所在地	宮城県仙台市宮城野区岩切字稲荷 2 4 - 1
電話番号	0 2 2 - 3 9 6 - 7 2 7 7
施設長氏名	松澤 政巳
施設の開設年月日	平成 1 4 年 4 月 1 日
老人福祉法の施設区分	軽費老人ホーム（ケアハウス）
入所定員	4 2 名
居室数	全 4 0 室（1 人用 3 8 室、2 人用 2 室）
共有スペース	共同浴室、食堂、談話コーナー、相談室、集会室（3 か所）、レストルーム、空中庭園、エレベーター

3. 協力医療機関

協力医療機関名	所在地	電話番号
岩切病院 (内科、循環器科、形成外科、 リハビリテーション科)	仙台市宮城野区岩切字稲荷 2 1	0 2 2-2 5 5-5 5 5 5
斎藤歯科医院	仙台市宮城野区岩切今市 67	0 2 2-2 5 5-6 6 1 1

(令和6年4月1日現在)

(3) 職員の職種、人数及び職務内容

1. 職員の職種、人数及び職務内容

職 種	人数	勤務形態	主な職務内容
施設長	1名	常勤専従1名	事業所を監督し、事業内容を一元的に統括する
生活相談員	1名	常勤兼務1名	施設生活上の相談及び社会生活に必要な支援を行う
介護職員	1名	常勤兼務1名	介護等日常生活の世話をを行う
栄養士	1名	常勤専従1名	提供される食事の栄養管理、献立作成をする
事務員	1名	非常勤専従1名	経理等、施設の運営に必要な事務を行う
<その他の職員> 介護職員11名、看護職員2名、機能訓練指導員1名（看護職員兼務）、 介護支援専門員1名（介護職員兼務） （いずれも特定施設入居者生活介護で配置）			

(令和6年4月1日現在)

2. 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
介護職員	早番： 7：30～16：30（休憩1時間） 日勤： 9：00～18：00（休憩1時間） 中番： 10：00～19：00（休憩1時間） 遅番： 13：00～22：00（休憩1時間） 夜勤： 22：00～翌9：00（仮眠休憩3時間）
その他の職種	日勤： 9：00～18：00（休憩1時間）

(令和6年4月1日現在)

(4) サービスの提供方法

1. 生活相談員は、ご入居者の心身の状態、サービス希望及び置かれている環境を踏まえて、具体的な介護サービス内容等を記載した入居者処遇計画書を作成します。その入居者処遇計画書の内容を、ご入居者またはご家族に説明を行い、同意を得たうえで介護サービス等を提供します。
2. サービスの提供に当たっては、ご入居者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことに努めます。また、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
3. 常にご入居者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、その他の施設サービスをご入居者の希望に沿って適切に提供します。

(5) 施設入居者に対するサービスの概要

1. 食事

- ①栄養士等の立てる献立表により、栄養並びにご入居者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ②食事は、食堂で提供します。また体調不良等で食堂に来られない場合は、居室に配膳し提供します。
- ③食事の提供時間は下記のとおりです。
朝食 8：00 から9：00 まで
昼食 12：00から13：00まで
夕食 17：30から18：30まで

2. 相談助言等に関すること

- 常にご入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご入居者または家族等の相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行います。
- ①日常生活に関する相談、助言
 - ②ご入居者の家族との連携、ご入居者とその家族との交流等の機会の確保
 - ③要介護認定申請を含む日常生活を営むのに必要な行政手続きに関する相談、援助

3. 入浴

- ①居室の浴室は、自由に利用いただけます。
- ②共同浴室は、(月)(火)(水)(金)(土)の週5日間利用することができます。利用は男性、女性を時間で分けて提供します。提供時間は下記の通りです。
15：30から17：30まで
18：00から20：00まで

4. 健康の保持

- ①定期的な健康診断を受ける機会の提供
- ②血圧や体重の測定等、健康保持のための援助

5. レクリエーション

ご入居者からの要望を考慮し、教養娯楽設備の充実、ご入居者の外出の機会の確保に努めるほか、適宜レクリエーション行事を実施します。

6. その他

上記に定められた以外の介護サービス等を希望される場合は、ご入居者の居室に訪問かつ事業所が提供出来るサービスに限り、介護保険法令に定められるサービス内容及び時間当たりの料金を基に計算された金額等を記載した合意書に同意の上、提供することとします。

(6) 利用料及びその他の費用

ケアハウス（軽費老人ホーム）は「軽費老人ホームの利用料等にかかる取り扱い指針（厚生労働省発）」により入居費用等が決められています。入居に必要な費用は下記の合計額となります。

1. サービスの提供に要する費用（事務費）

職員の人件費、業務委託費等事務に係る費用で、入居者の前年の収入金額に応じて決定されます（上記表①収入 15 段階、②サービスの提供に要する費用 10,000 円～73,400 円）。収入金額は年金等の収入から社会保険料、租税、医療費、介護サービス費等を控除した金額です。入居時及び毎年 1 回、収入を申告して頂きます。

ケアハウスインいわきりの一般利用型のサービスの提供に要する費用の上限は共通職員単価（39,400 円）+直接処遇職員単価（一般入所者 20 人以下、34,000 円）=73,400 円となります。

2. 生活費

入居者の給食に係る食材費、共有部分の水道光熱費（共同浴場の利用料を含む）に係る費用です。仙台市は「甲」のため一人当たり月額 46,940 円（上記表③）となります。その月の全日 3 食分の食材費が含まれていますので、事前に食事のキャンセルを申し出された場合は、その分を返金します。朝食 200 円、昼食と夕食が 250 円です。

3. 居住に要する費用

家賃に相当する費用です。入居者一人当たりの居住費基礎額は、ケアハウスインいわきりの建築費、設備備品等に係った総事業費から国からの補助金等を除き、入居者定員数 42 名で除した金額に、借入金利息（固定金利 1.92%）を付加して算出されます。

支出の部		収入の部	
建築等設備整備費	609,505,000 円	補助金	436,308,000 円
		借入金	172,200,000 円
		寄付金等	997,000 円
合計	609,505,000 円	合計	609,505,000 円

(609,505,000 円-436,308,000 円) ÷ 42 名+44,531 円 (利息分) = 4,168,269 円 (居住費基礎額)

ケアハウスインいわきりは、居住費基礎額を一括納入管理費 1,800,000 円 (20 年均等償却、7,500 円/月/人) と、月額 9,860 円 (表 1-④) に分けて納入いただく「併用支払い方式」をとっています。20 年未満で退所する場合は、未償却の残金から入居費用の未払い分等を差し引いて返金 (無利息) します。

20 年を超過して入居を継続する場合は、241 ヶ月目から月額 17,360 円 (表 2-④) となります。この場合、一括納入管理費を再度徴収することはありません。

【表 1 入居期間 240 カ月 (20 年) 未満の場合 (単位: 円)】

階層	①収入金額	②サービス提供に要する費用	③生活費	④居住に要する費用	月額入居費用 4月～10月	月額入居費用 11月～3月
1	1,500,000 以下	10,000	46,940	9,860	66,800	72,210
2	1,500,001～1,600,000	13,100	46,940	9,860	69,900	75,310
3	1,600,001～1,700,000	16,200	46,940	9,860	73,000	78,410
4	1,700,001～1,800,000	19,200	46,940	9,860	76,000	81,410
5	1,800,001～1,900,000	22,300	46,940	9,860	79,100	84,510
6	1,900,001～2,000,000	25,300	46,940	9,860	82,100	87,510
7	2,000,001～2,100,000	30,300	46,940	9,860	87,100	92,510
8	2,100,001～2,200,000	35,500	46,940	9,860	92,300	97,710
9	2,200,001～2,300,000	40,500	46,940	9,860	97,300	102,710
10	2,300,001～2,400,000	45,600	46,940	9,860	102,400	107,810
11	2,400,000～2,500,000	50,700	46,940	9,860	107,500	112,910
12	2,500,001～2,600,000	57,800	46,940	9,860	114,600	120,010
13	2,600,001～2,700,000	65,000	46,940	9,860	121,800	127,210
14	2,700,001～2,800,000	72,000	46,090	9,860	128,800	134,210
15	2,800,001 以上	73,400	46,090	9,860	130,200	135,610

令和 6 年 4 月 1 日現在

【表2 入居期間240カ月（20年）超過の場合（単位：円）】

階層	①収入金額	②サービス提供に要する費用	③③生活費	④居住に要する費用	月額入居費用 4月～10月	月額入居費用 11月～3月
1	1,500,000 以下	10,000	46,940	17,360	74,300	77,620
2	1,500,001～1,600,000	13,100	46,940	17,360	77,400	82,810
3	1,600,001～1,700,000	16,200	46,940	17,360	80,500	85,910
4	1,700,001～1,800,000	19,200	46,940	17,360	83,500	88,910
5	1,800,001～1,900,000	22,300	46,940	17,360	86,600	92,010
6	1,900,001～2,000,000	25,300	46,940	17,360	89,600	95,010
7	2,000,001～2,100,000	30,300	46,940	17,360	94,600	100,010
8	2,100,001～2,200,000	35,500	46,940	17,360	99,800	105,210
9	2,200,001～2,300,000	40,500	46,940	17,360	104,800	110,210
10	2,300,001～2,400,000	45,600	46,940	17,360	109,900	115,310
11	2,400,000～2,500,000	50,700	46,940	17,360	115,000	120,410
12	2,500,001～2,600,000	57,800	46,940	17,360	122,100	127,510
13	2,600,001～2,700,000	65,000	46,940	17,360	129,300	134,710
14	2,700,001～2,800,000	72,000	46,090	17,360	136,300	141,710
15	2,800,001 以上	73,400	46,090	17,360	137,700	143,110

令和6年4月1日現在

4. 地域別冬季加算額

毎年11月から翌年3月までの5ヶ月間は共用設備の暖房費として月額5,410円（仙台市の場合）を入居費用に上乗せして納入していただきます。

5. 個人でご負担頂くもの

居室で使用する上水道、下水道、温水等の使用料は、毎月の施設利用料に合算してご請求いたします。

②上記以外で居室での生活に必要な費用（電気代、電話代、新聞代等）や、通院に係る費用等は、ご入居者が個別に契約や支払い等の対応をして下さい。

③実費負担が発生する行事や活動に参加される際は、ご入居者又はそのご家族に対して事前に文書にて通知します。

6. 利用料等の納付について

利用料及びその他の利用料は、諸費用の合計を毎月末日に締め切り、翌月の10日に請求書を発行（送付）しますのでその月の20日までにご入金ください。

(7) サービス利用にあたっての留意事項

- ①ご入居者又はそのご家族等は、体調の変化があった際には事業所のサービス従事者にご一報ください。
- ②ご入居者は、事業所の設備を利用される際、必ずサービス従事者に声をかけてください。
- ③入居者同士で金銭や物品の提供や受領、貸借等をしないで下さい。
- ④サービス従事者等に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑤施設生活上のルール等については、運営規程に基づき遵守して下さい。

(8) 非常災害対策

非常災害対策に際して、必要な具体的計画を策定し、避難および救出訓練の実施の対策を設け年2回計画に基づき訓練を実施し対策の万全を期します。

(9) 緊急時の対応

- ①サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。
- ②協力医療機関以外への搬送や通院が必要となった場合は、ご家族等の対応となります。

(10) 事故発生時の対応

- ①ご家族等、ご入居者の係る行政、医療機関等に連絡するとともに必要な措置を講じます。
- ②事故の状況及び事故に際してとった処置、事故の原因、再発を防止する対策について記録し保管します。
- ③賠償すべき事故が発生した場合は、利用契約書第15条に基づき損害賠償を行います。

(11) 感染症の発生および蔓延防止に関する対策

- ①インフルエンザや感染性胃腸炎等、感染症の発生および蔓延を防止できる様、必要な措置を講じます。
- ②感染症の発生および蔓延防止のための指針等を整備し、高齢者虐待防止に向けた体制を整備します。この指針はご入居者、ご家族等がいつでも閲覧できる様にします。

(12) 情報の守秘義務に関する対策

- ①事業所及びサービス従事者は、業務上知り得た利用者又はそのご家族等の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- ②個人情報の守秘義務のための指針を整備し、ご入居者、ご家族等がいつでも閲覧できる様にします。

(13) 入居者の尊厳保持、虐待の防止

- ①入居者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、サービス従事者教育を行います。
- ②施設入居者等への高齢者虐待を防止する様、必要な措置を講じます。
- ③高齢者虐待防止のための指針等を整備し、高齢者虐待防止に向けた体制を整備します。
この指針はご入居者、ご家族等がいつでも閲覧できる様にします。

(14) 身体拘束の防止

- ①原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びそのご家族等へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。
- ②身体拘束禁止のための指針等を整備し、身体拘束禁止に向けた体制を整備します。この指針はご入居者、ご家族等がいつでも閲覧できる様にします。

(15) 重度化した場合の指針について

事業者は、重度化した場合における対応の整備にあたっては、介護方法、治療等についてご本人の意思ならびにご家族等の意向を最大限に尊重しておこないます。また、重度化した場合における指針に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携及びチームケアを推進することにより取り組みを行います。

- ①環境の変化の影響を受けやすいご入居者が、「その人らしい」生活を送ることができるように、尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が最高のものとして実現できるケアに努めます。
- ②できる限り生活が継続できるよう、日常的に健康管理には留意し、万が一医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との提携を図ります。
- ③ご入居者は人道的且つ安らかな終末を迎える権利を保持している観点から、可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死を迎えられるよう全人的ケアを提供するために以下の体制を整備します。

2. 重度化対応の体制

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関等を定めるとともに、日常的に必要な医師や医療機関との連携体制を確保します。当事業所においては以下の医療機関と協力医療機関の契約を結び、急性期等の対応について連携を図ります。

医療法人 岩切病院

住 所: 仙台市宮城野区岩切字稲荷 2 1

電 話: 022-255-5555

診療科目: 内科・循環器科・形成外科・リハビリテーション科

3. 看護師の体制

当事業所では常勤の看護師を配置し日常的な健康管理にあたります。また、看護師不在の場合もオンコール体制により、24時間対応可能な体制をとります。

4. チームケアの体制

専門性に基づくアプローチからチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

① 重度化に伴うケア計画の作成

重度化しても「その人らしい」生活を送ることができるように、生活支援ニーズの変化に応じてケア計画を作成し、ご本人・ご家族等とともに生活支援の目標を定めます。

② ケア計画に沿ったケアの実施

ご本人・ご家族等とともに作成したケア計画に基づき、一人ひとりの心身の状況に応じた適切なケアの提供に努めます。

③ ご家族等・地域との連携

ご家族等及び地域住民とのネットワークの支えにより、重度化しても尊厳ある生活を保ち「生活の質」が最高であり実施できるようご家族等・地域との連携に努めます。

5. 入院中における食費・居住費等の取り扱い

医療機関に入院された場合の食費・居住費等について下記のとおりとします。

- ・ 家賃・・・変更はないものとする
- ・ 食費・・・入院中は頂かないものとする
- ・ 光熱水費・・・変更はないものとする
- ・ 冬季加算・・・変更はないものとする
- ・ 介護報酬・・・入院中は頂かないものとする

6. 具体的なサービスの概要

① 重度化に伴い必要となった医療ニーズに適切な対応ができるよう、医療との連携を図ります。また、情報の共有を円滑に行う観点から医療機関より状態を尋ねる場合もあります。

② 医師より回復の見込みがないと診断され、十分な説明をうけた上で同意された場合には、次の生活拠点への転所ができるよう支援します。

③ 身体的な介護では安心できる声がけをし、身近に人を感じられるよう尊厳を守る援助をいたします。

④ 食事はできる限り経口摂取に努めます。

⑤ ご家族等の希望に添った対応に心がけます。

⑥ ご本人の希望、意向に変化があった場合、その意向に従い援助をさせていただきます

(16) 苦情や相談の受付

当事業所における苦情および相談は以下の窓口で受け付けます。

1 苦情及び相談窓口

苦情相談窓口担当 渡邊 恵子（生活相談員）
苦情解決責任者 松澤 政巳（施設長） TEL 0 2 2-3 9 6-7 2 7 7
受付時間 月曜日から金曜日の9：00から18：00まで

2 その他の苦情及び相談窓口

宮城県国民健康保険連合団体 会 TEL 0 2 2-2 2 2-7 0 7 9（代）
仙台市介護事業支援課 TEL 0 2 2-2 1 4-8 3 1 8（代）
宮城野区介護保険課 TEL 0 2 2-2 9 1-2 1 1 1（代）
福祉サービス利用に関する運営適正化委員会 TEL 0 2 2-7 1 6-9 6 7 4（代）

3 苦情解決第三者委員 当法人監事 下向 秀光
当法人評議員 竹林 滋

※ 本冊子は閲覧用です。写しをご希望の方は事務所職員にお申し出ください。